

社会福祉法人はとの会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はとの会（以下「本会」という）の定款第9条及び第23条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(常勤の役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員賃金規程に準ずる額
- (4) 職務のために出張したときは、職員出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 職務のために出張したときは、職員出張旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(本会職員給与との併給)

第5条 本会の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬について、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員賃金規程第3条第1項に準じた日とする。

- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中において就任し、または退任し、若しくは解任された場合の報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第10条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(補則)

- 第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年10月21日より施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 社会福祉法人はとの会役員及び評議員会の報酬等に関する規程(平成24年4月1日制定)は、廃止する。

別表 1

常勤の役員の報酬

役職名	報酬額
理事長	月額 50 万円
業務執行理事	月額 36 万円

別表 2

常勤の役員の賞与

6月の賞与	報酬月額×2ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×2ヶ月分

別表 3

非常勤の役員等の報酬

(1) 理事

理事会、評議員会等への出席	日額 15,000 円
法人等の業務の為の出勤	日額 5,000 円

(2) 監事

理事会、評議員会等への出席	日額 15,000 円
監事監査への出席	日額 25,000 円
法人等の業務の為の出勤	日額 5,000 円

(3) 評議員

評議員会への出席	日額 15,000 円
法人等の業務の為の出勤	日額 5,000 円